

「スチュワードシップ活動の自己評価(2020年度)」について

日興アセットマネジメント株式会社

当社は、責任ある機関投資家として ESG(環境・社会・ガバナンス)評価やスチュワードシップ活動を投資プロセスの中核に位置づけると共に、受託者責任を全うする為に、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、これに則したスチュワードシップ活動を推進しています。投資先企業との継続的なエンゲージメントと公正な議決権行使を通じて、投資先企業の持続的な成長に寄与し、ひいてはお客様からお預かりした資産の投資リターンを中長期的に最大化するために、日々努力しています。

このたび、その活動内容を日本版スチュワードシップ・コードの各原則・指針に沿って取り纏めると共に、それらに対する自己評価を実施致しましたので、以下の通り報告させていただきます。

原則 1 :

「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」

指針		コメント
1-1.	機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG 要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。	スチュワードシップ活動とは、長期に亘る投資先企業への継続した取組みであると、当社は考えます。それは、当社のフィデューシャリー原則とESG原則への取組みと軌を一にする、終わる事のない継続的な取組みです。当社は、積極的なエンゲージメント、議決権行使、ESG インテグレーションなどを通じて、スチュワードシップ責任を全うする努力を継続しています。

指針	コメント
<p>1-2. 機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p> <p>その際、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて、検討を行った上で当該方針において明確に示すべきである。</p>	<p>当社は、資産運用会社としてフィデューシャリー・デューティーを遂行すべく、運用方針に基づきそれぞれの運用目標を最大限達成するように努めております。</p> <p>日本版スチュワードシップ・コードについて、当社は2014年5月30日に受け入れを表明し、「日興アセットマネジメントのスチュワードシップ方針」を発表し、スチュワードシップ活動への注力を一層強めました。その後、2017年5月29日に日本版スチュワードシップ・コードが改訂されたことに伴い、同年11月に「日興アセットマネジメントのスチュワードシップ方針」をリニューアル致しました。リニューアルされた本方針は、改訂により新たに盛り込まれた利益相反管理、パッシブ運用におけるエンゲージメント、議決権行使結果の公表の充実などの主要項目を網羅しました。また、2020年3月のコード再改訂に際しては、それに先んじる2019年12月に、当社が行うエンゲージメント活動等に関する説明の強化を、また2020年5月には、当社のサステナビリティ対応状況等に関する開示の強化を、それぞれ本方針に反映し、コード再改訂への対応を早期に完了致しました。</p>
<p>原則1の総評と今後の取組みについて</p>	<p>当社スチュワードシップ方針は、2017年改訂の日本版スチュワードシップ・コードに盛り込まれた利益相反管理、パッシブ運用におけるエンゲージメント、議決権行使結果の公表の充実などの項目に加えて、2020年3月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂にて追記されたサステナビリティの考慮や情報開示の強化なども対応を完了しており、原則1の基準を満たすものと自らを評価しております。</p>

原則 2 :

「機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。」

指針	指針	コメント
2-1.	<p>機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。</p>	<p>当社では、法令等に従い利益相反管理方針を定め、その概要をホームページ上で公表するとともに、この方針に則り利益相反のおそれのある取引等を適切に管理し、適正に業務を遂行しています。当該方針に、スチュワードシップ活動（エンゲージメント、議決権行使）における利益相反管理についても定めています。</p>
2-2.	<p>機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p> <p>特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>スチュワードシップ活動における利益相反については、「影響力行使型」と類型し、方針を定めています。具体的には、対象会社等からの影響力行使を防止し、その適切性を確保するため、合理的な判断基準を定め当該業務を行うとともに、議長含め社外委員が過半数を占めるスチュワードシップ&議決権政策監督委員会による監視・監督を行います。議決権行使に関しては、利益相反が生じる可能性がある行使先として、親会社、販売会社、顧客取引先を想定し、議決権行使における利益相反の発生を回避し、客観的な判断ができるよう、議決権等行使指図ガイドライン第3条第4項に基づき、適切な行使判断が維持される管理体制を構築しています。</p>
2-3.	<p>運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備し、これを公表すべきである。</p>	<p>当社のスチュワードシップ活動の基礎となる体制面における大きな特徴の一つに、社外委員が過半数を占める「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」の設置があります。スチュワードシップ活動における透明性の向上とガバナンス強化を図るため、業界内で先鞭をつける形で、2016年6月に運営を開始しております。同委員会は、スチュワードシップ・コードが推奨するガバナンス体制の一つである第三者委員会に該当します。2021年3月現在、4名の独立社外委員を含む全7名の委員により構成され、高い独立性を有する組織となっています。監督権限を持つ独立した機関として、当社の投資先企業へのエンゲージメントや議決権行使が、当社のフィデューシャリー・ESG原則に沿って、真に投資家の利益に即してなされているかを監視・監督しています。ま</p>

指針		コメント
		た、同委員会の活動内容は、取締役会への報告が義務付けられており当社のガバナンス体制に組み込まれています。 当社は、2019年6月に、経営の監査機能の強化等を目的に監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、社外取締役の比率は60%超へと上昇し、取締役会の監査・監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス態勢の一層の充実を推進しました。
2-4.	運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。	当社では、2018年5月に、一般社団法人日本投資顧問業協会の元会長を社外取締役・取締役会議長に選任し、独立社外取締役が議事を進行する体制となりました。当社は真に独立した社外取締役を擁することにより、資産運用会社としての経営・運営の独立性と透明性の高い体制の実現を目指します。また、同社外取締役・取締役会議長は、2019年7月に、前出の「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」委員に就任しました。当社の取締役会は、スチュワードシップ活動の利益相反管理とガバナンスの強化に、積極的に取り組んでいます。
原則2の総評と今後の取組みについて	利益相反管理は、これを徹底して行うことにより投資先企業からの信頼を維持し、ひいては当社のスチュワードシップ活動を円滑化できるものと考えております。当社は、上記各項目に記載した監理体制や監督機能の下で、利益相反管理の方針に従って議決権行使などのスチュワードシップ活動を日々行っており、日本版スチュワードシップ・コードの原則2にある水準を満たし投資先企業や顧客の利益を第一として行動しているものと、自らを評価しています。	

原則3：

「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。」

	指針	コメント
3-1.	<p>機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。</p>	<p>当社のファンドマネージャー、アナリストは、公開情報をもとに、投資先企業の状況を的確に把握するよう努めています。2017年3月には、株式運用部内にアクティブオーナーシップグループを新設しアナリスト3名が、パッシブ運用におけるエンゲージメント等に携わっております。同グループの設立により、当社のエンゲージメント対象は従来の約950社（アクティブ運用の投資ユニバース）から、約2,200社（パッシブ運用の投資先を調査対象に追加）に拡大しました。</p> <p>また、2018年度には、ステュワードシップ活動における当社グループの国内外各運用拠点の連携強化などを進める目的から、当社グループで初となるESG専門職であるESGスペシャリストを設置しました。ESGスペシャリストは、各運用チームのESG活動支援、当社グループのESGに関する方針の策定、ESG関連の各種イニシアチブへの参加検討やその活動支援、協働エンゲージメントのコーディネート、「ESGグローバル・ステアリング・コミッティー」の運営、などに従事しています。</p> <p>当社は、2020年5月に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた当面の国内株式議決権行使について」と題するプレスリリースを発信しました。その中で、コロナ禍を背景に急変する投資先企業の経営環境をより良く理解しステュワードシップ活動に反映させるべく、対話の新たな窓口の設置などを公表致しました。</p>
3-2.	<p>機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができていないかについて適切に確認すべきである。</p>	<p>当社のファンドマネージャー、アナリストは、企業からの開示情報や定期的な面談等を通じて、業績動向や資本構成等の財務情報、経営戦略、また、企業のESG戦略等の非財務情報の理解に努め、投資先企業の持続的な成長に資する投資判断を行なっています。</p> <p>当社は、2016年11月に「ESGグローバル・ステアリング・コミッティー」を発足しました。同コミッティーは国内外の運用拠点のリーダーを中心とする委員と多数のオブザーバーがメンバーとなり、四半期毎にESG投資の取組みや実践方法、新たなアプローチ方法などを協議・模索すると共に、その確定や実現などを推進しています。</p> <p>また、当社が2007年に署名した国連責任投資原則（PRI）の2020年年次評価では、全社的なESG運用体制を評価する項目である「戦略とガバナンス」について、最高評価を7年連続で獲得したほか、「上場株式 - ESG課題の組み込み」、「上場株式 - アクティ</p>

指針	コメント
	<p>「ブ・オーナーシップ」、「債券 - 国債等」、「債券 - 金融」、「債券 - 非金融」などの主要項目において、昨年に引き続き、6段階の最高評価である「A+」を獲得しました。</p>
<p>3-3.</p>	<p>把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するものを含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む 様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用戦略には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのステewardシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。</p> <p>包括的な企業価値評価においては、財務情報と ESG 課題を核とする非財務情報を多面的に分析、評価する事が不可欠であると考えています。この考え方は、当社のフィデューシャリー・ESG 原則に貫かれ、運用グローバルヘッドが委員長を務める ESG グローバルステアリングコミッティーを中心に、運用部門内の全ポートフォリオ・マネジャー、アナリストの間で共有されています。</p> <p>具体的には、共通価値創造、すなわち CSV（Creating Shared Value：社会の課題の解決と企業の利益の方向性を合わせ、その両立を図ることで、社会と企業の両方に価値を生み出す）という考え方を応用し、社内でのリサーチ・アナリストが企業の財務、市場競争力、ESG を包括的に評価する CSV の独自スコアリングを策定し、銘柄選択に活用しております。現在は、東京証券取引所に上場している約 600 銘柄を対象としており、中長期的な視点から評価を行っています。これらの CSV 評価対象企業に対しては、リサーチ・アナリストが密にエンゲージメントを実施し、ESG 価値を含めた企業価値の把握と改善の働きかけに日々勤しんでいます。</p>

<p>原則3の総評と今後の取組みについて</p>	<p>当社は、企業理念と企業活動の最高位に位置付けるフィデューシャリー原則に次いで、企業理念の実現に欠かすことが出来ない指針として ESG 原則を定めております。</p> <p>グローバルの全ての投資戦略において ESG の価値評価が組み込まれており、運用部門内全体にその考え方が浸透しています。ESG 投資の基本的な考え方、すなわち企業価値を包括的に評価する上で、財務情報に加え、ESG を加味した非財務情報を組み込むことを重視し、取り組んでいます。</p> <p>これらの施策の導入や実績から、原則3に対応し、投資先企業の持続的成長や顧客の利益の最大化のために、努力を積み重ねているものと、自らを評価しています。</p>
--------------------------	--

原則 4 :

「機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。」

	指針	コメント
4-1.	<p>機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>	<p>当社では、公開情報をもとに投資先企業の経営陣、IR 担当者等と幅広いエンゲージメントを行ない、投資先企業との企業価値向上に向けた全般的な課題の共有を図っています。過去 3 年間で振り返ると、エンゲージメントの対象となる約 2,200 社のうち、年間に 1500 社程度の企業と 4,000 件弱のエンゲージメントを実施しております。エンゲージメントにおいては、投資先企業と、企業業績や財務戦略は勿論のこと、開示された非財務情報を元に経営方針や事業戦略、株主還元策、ESG 課題などについて、長期的な視点に立って企業の成長フェーズに合わせた意見交換を行っています。対話の相手は、経営トップ層のほか、財務担当者、経営企画、事業責任者など、広範に及びます。また、エンゲージメントの効果を高めるために、特に情報提供に消極的な企業に対して経営トップ層とのミーティングの提案を行っております。当社は、2020 年 5 月に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた当面の国内株式議決権行使について」と題するプレスリリースを発信しました。その中で、コロナ禍を背景に急変する投資先企業の経営環境をより良く理解しステークホルダーシップ活動に反映させるべく、対話の新たな窓口の設置などを公表致しました。</p>
4-2.	<p>機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と統合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。</p>	<p>当社のエンゲージメントでは、投資先企業の業績や財務戦略は勿論のこと、開示済みの非財務情報で言及された経営方針やビジネス戦略、株主還元策、ESG 課題などについて、長期的な視点から企業の成長局面に合わせて意見交換を行います。エンゲージメントの対象は、投資先企業の経営幹部から財務部門、経営企画部門や事業責任者まで広範に及びます。また、特に情報提供に消極的な企業に対しては、経営幹部とのミーティングを提案し、エンゲージメントの効果を高めるよう努めています。こうした活動による成果は、ファンドマネージャーとアナリストの間で適宜に共有され、投資判断を行う際の企業価値の評価に役立てています。当社は、2020 年 3 月に初めての「サステナビリティレポート」を発行しました。これは、長期的な投資戦略の一部として ESG を考慮し持続可能な社会に貢献する資産運用会社とし</p>

	指針	コメント
		<p>て、あるいは受託者として当社が果たすべき責任についてお伝えするものです。2021年3月には、2回目となる「サステナビリティレポート2020」を公表しました。この2020年版では、当社の全社的なESG投資の促進に加え、サステナビリティで重点的に注力している分野での活動などについてご説明しています。</p>
4-3.	<p>パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。</p>	<p>2017年3月に株式運用部内にアクティブオーナーシップグループを新設し、パッシブ運用におけるエンゲージメントに携わっております。同グループの設立により、当社のエンゲージメント対象は従来の約950社（アクティブ運用の投資ユニバース）から、約2,200社（パッシブ運用の投資先を調査対象に追加）に拡大しました。対象企業に対して業績、資産効率、株主還元姿勢などに基づいた優先順位を付与し、エンゲージメントを実施しています。</p>
4-4.	<p>以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである。</p>	<p>「日興アセットマネジメントのステュワードシップ方針」の項目4では、エンゲージメントに際して注力して取り組む事項や留意すべき事項に関して詳細を定めています。また、ガバナンス・リスクが相対的に高まっていると認識した企業に対しては、以下のような目的を持って別途の投資プロセスを導入しており、国内株式アクティブ運用戦略の中長期的なパフォーマンス向上に資することを目指しています。</p> <p><プロセスの目的および効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議決権行使の際の判断材料 ● 投資を行う際のアカウンタビリティの確保と運用パフォーマンス改善 ● ガバナンス・リスクが顕在化した後、速やかにエンゲージメントを行うことにより投資先企業のガバナンス改善を促す。 <p>当社は、2021年3月に、当社が多くの日本企業に共通して重要と考えるESG課題を纏め、3つの重点ESGテーマとして「脱炭素社会に向けた取組み」、「人的資源と生産性」、「ガバナンスの実効性」を公表しました。これらのそれぞれを対話に交えながら、投資先企業とのエンゲージメントの促進を図り、投資先企業による課題への対応を期待するものです。</p>

	指針	コメント
4-5.	<p>機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)が有益な場合もあり得る。</p>	<p>当社は、集团的エンゲージメントの有効性を理解し、可能な領域において積極的に協働エンゲージメントを推進しています。 2018年8月には、対象企業に対し気候変動に関するガバナンスの改善や排出量の抑制、気候関連の財務情報開示の強化を求める協働エンゲージメントのプラットフォームである「Climate Action 100+」に加盟し、実際に、日本企業を含む投資先企業数社に対する協働エンゲージメントに参画しています。</p>
4-6.	<p>一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである。</p>	<p>当社はスチュワードシップ活動を通じて未公表の重要事実を受領することがないよう、十分に配慮しています。エンゲージメントや投資先企業の状況の把握の際に未公表の重要事実を受領しないように継続的な教育・訓練を徹底しており、万が一、取得してしまった場合には、社内規程に基づき、当該企業の株式の取引に対して売買制限を設ける等の対策を速やかに実施します。</p>

<p>原則4の総評と今後の取組みについて</p>	<p>以上の通り、当社は日本版スチュワードシップ・コードの原則4にある各指針について、概ねその求める基準を満たし、投資先企業の業況把握や、それを踏まえたエンゲージメントを通じて、投資先企業の持続的成長や当社顧客の利益の最大化のために、努力を積み重ねているものと自らを評価しております。 これからも、環境・社会課題についての対話も含めて、日本企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上という目的を強く意識し、投資先企業との対話を行ってまいります。重点 ESG テーマに定めた「脱炭素社会に向けた取組み」、「人的資源と生産性」、「ガバナンスの実効性」それぞれを対話に交えながら、投資先企業とのエンゲージメントの促進を図り、投資先企業による課題への対応を期待す</p>
--------------------------	--

るものです。特に、「人的資源と生産性」は、当社社員発表の論文(*)を論拠の一つとして策定したものであり、積極的に取り組む所存です。また、持合いをはじめとする強固な政策保有株主を持つ企業や、市場との対話に積極的でない企業も未だ散見されます。このような企業をも前向きな対話へと導くべく、企業への働きかけの在り方については継続的な検討課題と認識しております。

(*) 2019 年度証券アナリストジャーナル賞受賞論文 “日本企業の人材投資効率と株主価値” (石川・長谷川)

原則 5 :

「機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。」

指針		コメント
5-1.	機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。	議決権行使は、スチュワードシップ活動の主要な部分を占める項目の一つであり、当社は対象企業と少数株主双方の利益となるよう細心の注意を払ってこれに臨んでおります。当社グループの議決権行使判断における基本的な考え方を示した「日興アセットマネジメントグループ議決権等行使ポリシー」、具体的な判断基準を定めた「議決権等行使指図ガイドライン」や、その細則に当たる「国内株式議決権行使基準」に従いつつ、エンゲージメントの結果も加味した総合的な判断を行っています。 当社は、2020 年 5 月に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた当面の国内株式議決権行使について」と題するプレスリリースを発信しました。その中で、コロナ禍を背景に急変する投資先企業の経営環境をより良く理解し議決権行使などのスチュワードシップ活動に反映させるべく、対話の新たな窓口の設置などを公表致しました。
5-2.	機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。当該方針は、できる限り明確なものとするべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	当社ホームページにて、当社グループの全社共通の議決権等行使判断の方針である、「日興アセットマネジメントグループ議決権等行使ポリシー」を公開しています。これは、当社と、海外で事業展開する当社の運用子会社がそれぞれに実施する議決権行使について、当社グループの ESG を重視する基本姿勢が、そこに反映されていることを明示し、また、議決権行使判断について、当社グループの運用会社それぞれが共通の方針に沿って実施していることを説明しています。また、その下に当社議決権行使の具体的

指針	コメント
	<p>な判断基準を定めた「議決権等行使指図ガイドライン」も公開しており、さらに、2020年4月には、日本株の議決権行使判断における詳細な数値基準なども盛り込まれた「国内株式議決権行使基準」をホームページにて開示しました。また、2021年2月には、取締役会におけるダイバーシティ（多様性）や社外取締役の重要性について「議決権等行使指図ガイドライン」並びに「国内株式議決権行使基準」を一部改定し、当社の考え方を明確にしています。</p> <p>当社では、社内委員会である「スチュワードシップ&議決権行使委員会」が、議決権等行使指図ガイドラインの改廃を含む、スチュワードシップ活動を実行するために必要な種々の取り決めを行っております。また、「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」が、監督権限を持つ独立した機関として、当社の投資先企業へのエンゲージメントや議決権行使が、当社のフィデューシャリー・ESG原則に沿って、真に投資家の利益に即してなされているかを監視・監督しています。また、監督委員会の活動内容は、取締役会への報告が義務付けられており当社のガバナンス体制に組み込まれています。</p> <p>貸株取引については、企業価値の向上を促すという議決権行使の目的を踏まえ、議決権の確保について適切に考慮した上で行うよう努めています。具体的には、権利確定日における貸株対象外銘柄を設定し、スチュワードシップ責任を果たすための最善の行動となるよう努めています。</p>
<p>5-3.</p>	<p>機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。</p> <p>また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必</p>
	<p>当社ホームページ上にて国内株式の投資先企業における議決権行使結果の個別開示を実施しています。四半期毎に行使結果を取りまとめ、その全件を開示するものです。個別開示を継続することが、当社スチュワードシップ活動の透明性を高め、議決権行使を巡る利益相反の管理にも資するものと確信しています。</p> <p>さらに、2020年1月～3月期の議決権行使結果の個別開示から、議決権行使の賛否判断の理由についても開示を開始しました。特に判断理由の説明が重要と考えられる、会社側提案議案であって当社行使判断が反対だった議案、ならびに、株主側提案議案であって当社行使判断が賛成だった議案を、理由開示の主な対象としています。当社は、行使判断の理由を積極的に説明することにより、利益相反管理への寄与や、投資先企業との建設的な対話への貢献に期待するものです。</p>

	指針	コメント
	<p>ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。</p> <p>議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。特に、外観的に利益相反が疑われる議案や議決権行使の方針に照らして説明を要する判断を行った議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表すべきである。</p>	
5-4.	<p>機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の人的・組織的体制の整備を含む助言策定プロセスを踏まえて利用することが重要であり、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。</p> <p>仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスをの具体的な活用方法についても公表すべきである。</p>	<p>当社は、ISS社（Institutional Shareholder Services Inc.）に行使指図判断に関する助言業務を委託しています。ISS社は、当社のガイドライン等の議決権行使方針に基づき、個別議案についての分析と行使判断の助言などを当社に提供します。</p> <p>当社のファンドマネージャー、アナリストは、個別議案内容の審査を行う際に、当該企業とのエンゲージメントの履歴とその内容、ISS社の助言内容、各種基準への抵触状況などを勘案の上で、自らの判断による行使指図を慎重に決定しています。</p>
原則5の総評と今後の取組みについて	<p>議決権行使は、当社自身が、明文化されたルールに従い、エンゲージメントの結果を加味し総合的に判断しています。また、スチュワードシップ&議決権政策監督委員会が、独立した立場から議決権行使判断の適切性などについて監視・監督すると共に、適切に助言も行っています。ディスクロージャーに関しては、当社ホームページ上にて国内株式の投資先企業における議決権行使結果の個別開示を実施しており、2020年1月～3月期の議決権行使結果の個別開示からは、行使判断の理由開示も開始しました。また、行使判断基準の細目を定めた</p>	

「国内株式議決権行使基準」も、2020年4月よりホームページにて全て開示しています。開示の強化を通じて、当社が投資先企業の持続的成長に資する議決権行使に努めていることもお知らせできると考えています。このような議決権行使の体制や状況などから、当社は原則5を実践する工夫や努力を積み重ねているものと自らを評価しています。

原則6：

「機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。」

指針		コメント
6-1.	運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである。	当社は、スチュワードシップ活動の状況について開示情報の充実に努めています。当社のウェブサイトには、「日興アセットマネジメントのスチュワードシップ方針」や、スチュワードシップ・コードの求める自己評価に該当する「スチュワードシップ活動の自己評価」のほか、議決権行使の方針や、議決権行使結果の個別開示、スチュワードシップ活動に関連する気候変動についての取組状況を公開した「日興アセットマネジメントTCFD報告書」、サステナビリティに関する当社グループの取組みをまとめた「サステナビリティレポート」など、情報開示に努めています。また、投資顧問契約のお客様については、その求めに応じて、定期的な報告をカスタマイズされた報告様式により実施しています。
6-3.	機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである。	当社は、ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブのメンバーとして、有効性の高いスチュワードシップ報告の実現を目指す「スマート・フォーマット」の普及に賛同しており、「スマート・フォーマット」をベースとした報告実績が積み上がりつつあります。今後も、スチュワードシップ活動の報告については、引き続き、お客様本位の対応に注力しつつ利便性やコスト面にも優れた報告の実現を目指して参ります。

指針		コメント
6-4.	<p>なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。</p>	<p>当社では、議決権行使の内容について、その判断の根拠も含めてすべてデータベースに保持しており、必要に応じて過去の行使判断が参照できる環境を整えています。また、エンゲージメントについても、すべてエンゲージメントメモを作成し、会議等を通じて関係部署間で適宜共有されており、各種の意思決定プロセスに適切に組み込んでいます。</p>

<p>原則6の総評と今後の取組みについて</p>	<p>当社は、スチュワードシップ活動に関する開示内容を充実させ、すべての顧客や受益者の皆様への活動報告の向上に努めております。2020年4月には、日本株の議決権行使判断における詳細な数値基準なども盛り込まれた「国内株式議決権行使基準」のホームページ開示を実施し、また、2020年5月に日本株の議決権行使について賛否理由の開示を開始するなど、報告内容の拡充を果たしました。今後もスチュワードシップ活動に真摯に取り組む、原則6の求める水準を達成する努力を継続して参ります。</p>
--------------------------	--

原則7：

「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。」

指針		コメント
7-1.	<p>機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。</p>	<p>当社では、2016年6月に業界内で先鞭をつける形で、「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」を設置しました。これはスチュワードシップ・コードが推奨するガバナンス体制の一つである第三者委員会に該当し社外委員が過半数を占める高い独立性を有します。当社の投資先企業へのエンゲージメントや議決権行使が、真に投資家の利益に即してなされているかを監視・監督しています。2016年11月に発足した「ESGグローバル・ステアリング・コミッティー」は、国内外の運用拠点のリーダーを中心とする委員と多数のオブザーバーがメンバーとなり ESG 投資の取組みや実践方</p>

指針	コメント
<p>このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。</p>	<p>法、新たなアプローチ方法などを協議・模索すると共に、その確定や実現などを推進しています。</p> <p>また、2017年3月に新設された株式運用部アクティブオーナーシップグループでは、アナリスト3名がパッシブ運用におけるエンゲージメント等に携わっております。さらに、2018年度には、当社グループで初となるESG専門職であるESGスペシャリストを設置しました。ESGスペシャリストは、各運用チームのESG活動支援、当社グループのESGに関する方針の策定、ESG関連の各種イニシアチブへの参加検討やその活動支援、協働エンゲージメントのコーディネート、「ESGグローバル・ステアリング・コミッティー」の運営などに従事しています。</p>
<p>7-2. 特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。</p> <p>また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのための組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。</p>	<p>当社は、2018年5月に、一般社団法人日本投資顧問業協会の元会長である岩間陽一郎氏を社外取締役・取締役会議長に選任し、これ以降、独立社外取締役が取締役会の議事を進行する体制となっております。また、2019年6月に、経営の監査機能の強化等を目的に監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、社外取締役の比率は60%超へと上昇し、取締役会の監査・監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス態勢の一層の充実を推進しました。当社のスチュワードシップ活動を支える主要な委員会である「スチュワードシップ&議決権政策監督委員会」と「ESGグローバル・ステアリング・コミッティー」は、その活動内容を取締役会へ報告する体制となっております。当社のガバナンス体制に組み込まれています。</p> <p>当社は、2018年9月に、自社の経営および投資へのアプローチの両面においてESGへのコミットメントを高めるべく、コーポレート・サステナビリティ部を新設しました。コーポレート・サステナビリティ部は、ESGへのコミットメントおよびその実施を推進します。注力する具体的な分野には、当社の多様性を尊重したダイバーシティおよびインクルージョンの推進、各拠点におけるコーポレートガバナンス・コードの順守状況のモニタリング、環境への影響の最小化などが含まれます。</p>

指針		コメント
7-3.	対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。	当社は、スチュワードシップ活動における機関投資家間の繋がり的重要性を理解し、複数のイニシアティブへの参画などを通じて、かねてより取組みを進めてきました。当社が業界内の先駆けとして2007年に署名した「国連責任投資原則（PRI）」では、ESG情報の共有や協働エンゲージメントプラットフォームの活用などを進めています。2011年から参画する国内のイニシアティブである「21世紀金融行動原則」では、活動の発展・拡大に貢献すべく取り組んでいます。また、特定の目的を持って協働エンゲージメントをリードする「Climate Action 100+」や、「30% Club Investor Working Group (Japan)」などのイニシアティブにも参画しており、エンゲージメント目標の達成に貢献すべく取り組んでいます。
7-4.	機関投資家は、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みるにより、本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。 特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、自己評価の結果を投資先企業との対話を含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表すべきである。その際、これらは自らの運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。	当社は、2014年の日本版スチュワードシップ・コード受け入れ表明以来、投資先企業及び投資候補先企業の企業価値を高めるべく、エンゲージメントや議決権行使を通じて、積極的にスチュワードシップ責任の遂行に取り組んでまいりました。そして、2018年3月の公表を初回として、毎年スチュワードシップ活動の取組み状況などに関する自己評価を実施し、対応状況を公表しております。前回から、当社の取組み状況についてスチュワードシップ・コードの各指針に沿って詳細な評価内容を公表するように変更しました。そして、4回目となる今回は、引き続き各指針レベルでの説明を継続し、過去一年間に行った体制面の強化などを踏まえて、当社の取組状況がご理解いただける内容を目指しております。

原則7の総評と今後の取組みについて	当社は、お客様からお預かりした資産の運用に携わる者として、かねてより資産運用業務に精通した経営陣を中心とした業務運営体制こそが会社としての基盤を盤石にするとの強い考えの下、経営層の人材確保に努めて参りました。また、当社経営陣は、コーポレート・サステナビリティ部の主導による諸活動を通じて、長期的なサステナビリティ（持続可能性）を意識した企業運営を目指し、当社のステ
-------------------	--

ークホルダーであるお客様、社員、株主など、当社のビジネスに関係するすべての方々の利益に資するよう努めております。このような、当社のコーポレート・ガバナンスの取組みや、ここまで説明致しました資産運用会社としてのステュワードシップ活動の強化は、当社が、日本版ステュワードシップ・コードの原則7にある「実力の具備」に適うよう、努力を継続していることの表れです。今後もステュワードシップ活動に真摯に取組み、原則7の求める水準を達成する努力を継続して参ります。

【ステュワードシップ&議決権政策監督委員会より】

本委員会では、日興アセットマネジメントにおけるステュワードシップ活動に関する様々な議題について審議を行ってまいりました。審議においては、各委員が持つ幅広い知識や経験に基づいた多様な視点からの議論を展開しており、ステュワードシップ精神の具現に最大限の貢献を果たすべく努めております。

今回の「ステュワードシップ活動の自己評価(2020年度)」公表についても、その公表内容の妥当性に関して審議を行いました。公表文の適宜の箇所にある日本版ステュワードシップ・コードの各原則・指針の順守状況について、それぞれの記載内容が実態に即していることを確認いたしました。

本委員会は、今後の日本版ステュワードシップ・コードの改訂、法令諸規則あるいはルールやガイドラインの変更や更新、また社内体制の更新などに際しても、日興アセットマネジメントのステュワードシップ活動がお客様のために適切に運営されていることを監視・監督してまいります。